

呉市水道局請負工事等検査規程

平成16年3月30日水道局規程第9号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 工事の請負契約に係る検査（第3条 第16条）
- 第3章 業務委託等に係る検査（第17条 第22条）
- 第4章 物品の購入その他の契約に係る検査（第23条 第34条）
- 第5章 補則（第35条）
- 付則
- 第1章 総則  
（この規程の目的）
- 第1条 局における工事その他の請負契約、業務その他の委託契約及び物品の購入その他の契約に係る検査の実施については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。  
（検査の種類）
- 第2条 検査の種類は、次のとおりとする。  
（1）完成検査 工事の完成、委託業務の履行又は物品その他の納付の完了を確認するための検査  
（2）中間検査 工事の完成前、委託業務の履行完了前又は物品その他の納付の完了前に部分払をする場合その他必要がある場合において、工事の出来形部分、委託業務の履行済み部分又は物品その他の納付の既納部分を確認するための検査  
（3）随時検査 工事の完成前、委託業務の履行完了前又は物品その他の納付の完納前に随時行う検査
- 第2章 工事の請負契約に係る検査  
（工事検査員の指名）
- 第3条 工事（測量並びに工事に関する設計及び調査その他建設コンサルタントに関する業務委託を含む。以下同じ。）の検査を実施するため、工事の請負契約ごとに検査員（以下「工事検査員」という。）を置く。  
2 工事検査員は、検査担当職員のうちから工事検査室長が契約の締結と同時に指名し、工事を所管する課長（以下「工事担当課長」という。）に通知するものとする。  
3 工事検査室長は、特に必要と認めるときは、同一の工事について2名以上の工事検査員を指名することができる。  
4 工事検査室長は、前2項の工事検査員に事故あるとき又は異動を生じたときは、新たに工事検査員を指名しなければならない。  
5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項に規定する特別の理由があるときは、局職員以外の者に委託して検査を行うものとする。  
（工事検査員の服務）
- 第4条 工事検査員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「設計図書等」という。）に基づいて検査しなければならない。  
2 工事検査員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。  
（検査に必要な書類の交付等）
- 第5条 工事担当課長は、工事検査員の指名通知を受けたときは、速やかに設計図書等を工事検査員に交付するものとする。  
2 工事検査員は、前項の規定により設計図書等の交付を受けたときは、あらかじめそれらの書類について検討し、検査の準備をしなければならない。  
（検査の手続）
- 第6条 工事担当課長は、完成検査又は中間検査を受けようとするときは、工事検査依頼書を工事検査室長に提出しなければならない。  
2 工事検査室長は、前項に規定する依頼書を受けたときは、速やかに工事検査通知書を当該工事担当課長に送付するものとする。  
3 工事検査室長は、随時検査をする必要があると認めたときは、適宜、工事検査員に検査を命ずるものとする。  
（工事検査室長に対する報告等）
- 第7条 工事検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに工事検査室長に報告し、その指示を受けなければならない。  
（1）検査執行のできないもの  
（2）契約の相手方等が正当な理由がなく検査の執行を妨害したとき。  
（3）契約履行の内容が著しく粗雑であるとき又は品質数量に関して不正の行為があると認めるとき。  
（4）検査について疑義があるとき。  
（監督員等の立会）
- 第8条 検査は、契約の相手方、工事担当係長及び監督員の立会により行うものとする。  
2 工事検査室長は、検査に特別の技術を要するときその他必要があると認めるときは、その指定する職員又は職員以外の者に当該検査の立会を求めることができる。  
（契約の相手方が立ち会わない場合の検査の実施）

- 第9条 契約の相手方に対し検査の立会を求めたにもかかわらず、正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を執行することができる。
- 2 前項の場合において、契約の相手方から検査の結果について異議の申出があっても、これを採用しないものとする。  
(外部から明視できない部分の検査)
- 第10条 工事検査員は、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他工事の記録等により当該部分の検査を行うことができる。  
(破壊試験等)
- 第11条 工事検査員は、工事の性質上特に必要があると認めるときは、工事検査室長の承認を得て、工事検査室長の指定する試験機関に工事目的物の一部の破壊試験又は物理試験若しくは化学試験の実施を依頼し、あるいは一部の開削検査を行うことができる。  
(検査費用の負担)
- 第12条 前条に規定する試験又は検査に要する費用及び検査後の原形復旧に要する費用その他特別の費用を要するときは、あらかじめ監督員に指示して、契約の相手方にその費用を負担させなければならない。ただし、契約の相手方に負担させることが適当でない認められる費用については、この限りでない。  
(試験等を必要とする場合の合否決定)
- 第13条 工事検査員が検査をするに当たって試験を必要とするときは、その成績の通知を待ち、据付試用、開削その他の処置を必要とするときは、その結果を待って合否の決定をしなければならない。  
(検査調書の作成)
- 第14条 工事検査員は、完成検査の結果、工事が完成していることを確認したときは、直ちに完成検査調書を作成し、工事検査室長に提出しなければならない。
- 2 工事検査員は、中間検査を行ったときは、直ちに中間検査調書を作成し、工事検査室長に提出しなければならない。
- 3 工事検査室長は、前2項の規定により提出された調書が契約の内容に適合すると認めるときは、速やかに当該調書を当該工事担当課長に送付しなければならない。
- 4 工事検査員は、随時検査を行ったときは、直ちに随時検査調書を作成し、工事検査室長に提出しなければならない。
- 5 工事検査室長は、随時検査の結果、必要と認めるときは、当該検査の結果を当該工事担当課長に通知するものとする。  
(完成検査の結果不適合の場合の措置)
- 第15条 工事検査員は、完成検査の結果、工事の施行が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、修補指示調書を作成し、工事検査室長に提出しなければならない。
- 2 工事検査室長は、前項の規定により修補指示調書を受けたときは、直ちに当該修補指示調書を当該工事担当課長に送付しなければならない。
- 3 工事担当課長は、当該不適合部分の手直し、補強等が完了したときは、直ちに修補完了報告書を工事検査室長に送付しなければならない。
- 4 工事検査室長は、前項の修補完了報告書を受けたときは、直ちに修補完了検査日時を定め、当該工事担当課長に通知するものとする。ただし、工事検査室長が不適合部分の手直し、補強等が僅少かつ軽易なものと認められたものについては、修補完了検査を省略することができる。
- 5 前条第1項及び第3項の規定は、修補完了検査に準用する。  
(工事成績表の作成)
- 第16条 工事検査員は、工事の完成検査を行ったときは、工事成績表を作成し、工事検査室長に提出しなければならない。ただし、請負金額が100万円未満の工事の完成検査にあっては、工事成績表を省略することができる。
- 第3章 業務委託等に係る検査  
(検査員の指名)
- 第17条 業務委託(第3条第1項に規定する業務委託を除く。以下同じ。)及び維持作業(以下「業務委託等」という。)の検査に当たらせるための職員(以下「検査員」という。)は、管理者又は呉市水道局事務決裁規程(昭和42年呉市水道局規程第20号)第6条の規定により専決できる者(以下「決裁権者」という。)が契約の締結と同時に指名し、主管課の課長(以下「主管課長」という。)に通知するものとする。
- 2 決裁権者は、前項の検査員に事故あるとき又は異動を生じたときは、新たに検査員を指名しなければならない。  
(検査命令)
- 第18条 決裁権者は、業務委託等の完了の届出があったときは、検査員に検査を命じなければならない。
- 2 決裁権者は、中間検査又は随時検査をする必要があると認めるときは、検査員に検査を命じなければならない。  
(関係職員等の立会)
- 第19条 検査員は、検査をしようとするときは、必要に応じ、契約の相手方又は主管課の関係職員等の立会をを求めるものとする。
- 2 検査員は、検査に当たって、専門的知識又は技能を有する職員の立会が必要な場合は、当該職員の立会を求めて検査を行わなければならない。  
(検査調書の作成)
- 第20条 検査員は、完成検査の結果、業務委託等が完了していることを確認したときは、

- 直ちに完成検査調書を作成し、決裁権者に提出しなければならない。
- 2 検査員は、中間検査又は随時検査を行ったときは、直ちに中間検査調書又は随時検査調書を作成し、決裁権者に提出しなければならない。
- (完成検査の結果不適合の場合の措置)
- 第21条 検査員は、完成検査の結果、業務委託等が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、決裁権者及び主管課長に報告しなければならない。
- 2 主管課長は、相当の期間を明示して契約の相手方に当該不適合部分の履行をさせなければならない。
- 3 検査員は、主管課長から当該不適合部分の履行が完了した報告を受けたときは、直ちに検査しなければならない。ただし、決裁権者が不適合部分の履行が僅少かつ軽易なものと認めたものについては、補正完成検査を省略することができる。
- 4 前条第1項の規定は、補正完成検査に準用する。
- (工事の請負契約に係る検査に関する規定の準用)
- 第22条 第4条、第5条及び第9条の規定は、業務委託等に係る検査の場合に準用する。
- 第4章 物品の購入その他の契約に係る検査
- (物品の検査)
- 第23条 物品の購入、譲受け、借入れ又は修理に係る検査は、それらを請求した課(以下「担当課」という。)において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、たな卸資産として購入する物品の検査は、経理課において行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する工事の施行に当たって支給する材料の検査は、工事検査室で行うものとする。
- (物品検査員の指名)
- 第24条 物品検査員は、担当課にあっては庶務担当の係長を、経理課にあっては資材係長をもって充てる。
- 2 前条第3項に規定する物品検査員は、検査担当職員のうちから工事検査室長が指名する。
- (検査命令)
- 第25条 工事検査室長、担当課長又は経理課長(以下「主管者」という。)は、物品の給付の完了の届出があったときは、物品検査員に検査を命じなければならない。
- 2 主管者は、中間検査又は随時検査をする必要があると認めるときは、物品検査員に検査を命じなければならない。
- (検査の立会)
- 第26条 物品検査員は、検査しようとするときは、必要に応じ、契約の相手方又は担当課の関係職員の立会を求めるものとする。
- 2 物品検査員は、専門的知識又は技能を必要とする物品の検査をしようとするときは、当該物品に関し専門的知識又は技能を有する職員の立会を求めて検査を行わなければならない。
- (抽出検査)
- 第27条 物品検査員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合においては、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することにより、全部の物品の合否を判定することができる。
- (試験等を行う場合における合否の判定)
- 第28条 物品検査員は、検査に当たって、特別の試験又は検査を必要とするときは、その結果を待って合否の判定を行わなければならない。
- (検査調書の作成)
- 第29条 物品検査員は、完成検査の結果、物品等の納付が完了していることを確認したときは、直ちに完成検査調書を作成し、主管者に提出しなければならない。
- 2 物品検査員は、中間検査又は随時検査を行ったときは、直ちに中間検査調書又は随時検査調書を作成し、主管者に提出しなければならない。
- (検査不合格品の引取り又は追納)
- 第30条 物品検査員は、検査の結果不合格となったものがあるとき又は数量の過不足があるときは直ちに主管者に報告し、その指示により契約の相手方に引取り又は追納その他適当な処置をさせなければならない。
- (検査不合格品の引換え等)
- 第31条 物品検査員は、検査により不合格と判定した物品について、手直し、引換え等をさせる必要があると認めるときは、履行期限までに完納できる見込みがある場合を除き、主管者の承認を得なければならない。
- (引換え等の後の検査)
- 第32条 物品検査員は、手直し、引換え、追納その他適当な処置をさせた目的物の検査については、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。
- (検査完了報告書)
- 第33条 物品検査員は、検査完了後直ちに完成検査調書を作成し、主管者に提出しなければならない。
- 2 購買物品の完成検査調書の作成は、所定の入庫伝票のうちの検査欄に所要事項を記載し、これに代えることができる。
- (工事の請負契約に係る検査に関する規定の準用)
- 第34条 第4条、第5条及び第9条の規定は、物品の購入その他の契約に係る検査の場合に準用する。

第5章 補則

第35条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 呉市水道局検収規程（昭和33年呉市水道局規程第12号）及び呉市水道局水道メータ検査規程（平成6年呉市水道局規程第5号）は、廃止する。
- 3 呉市水道局契約規程（昭和39年呉市水道局規程第12号）第44条中「呉市水道局検収規程（昭和33年呉市水道局規程第12号）」を「呉市水道局請負工事等検査規程（平成16年呉市水道局規程第9号）」に改める。